

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者			
	理事長	専務理事	常務理事	業務執行理事
役割	◎当会を代表して、その業務を総理する ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰する	◎当会を代表して、その業務を理事長を補佐して執行する ◎理事長の事故時等の職務執行	◎当会の業務を分担して、理事長を補佐して執行する	◎当会の業務を分担して、理事長を補佐して執行する
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○			
事業報告案及び決算案の作成に関すること		○		
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること		○		
重要な使用人の任用に関すること	○			
重要な使用人以外の者の任用に関すること		○		
規程案の作成に関すること	○			
国外出張に関すること		○		
国内出張に関すること			○	
支出に関すること				
1件200万円以上	○			
1件200万円未満		○		
助成事業に関すること		○		
寄附等の受け入れに関すること			○	
収益事業に関すること		○		
職員の教育・研修に関すること			○	
渉外に関すること			○	○
福利厚生（役員含む）に関すること		○		
外部に対する文書発簡				
特に重要なもの	○			
重要なもの		○		
比較的重要なもの			○	
一般事務連絡			○	○

(注) 上記にかかわらず、専務理事、常務理事、業務執行理事の不在時等、専務理事以下がその権限を行使できない場合において、理事長が専務理事以下に代わり決裁を行うことは差支えない。